

事務連絡
平成23年5月2日

日本商工会議所 御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（「労働保険料の免除の特例」関係）

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生を受け、労働保険適用徴収業務としては、被災地域における労働保険料等の納期限の延長等の措置を講じておりますが、この措置に加えて、被災地域における労働保険料の免除に関する特例措置が、本日公布・施行された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に盛り込まれたところです。

標記につきまして、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考資料）

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例措置
- ・被災された事業主の皆さまへ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

基 発 0502 第 2 号
平成 23 年 5 月 2 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等
の施行について (労働基準局関係)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、未曾有の被害をもたら
し、労働基準関係行政においてもこれまで必要な対応を図ってきたところである。
今般、その被害の甚大さに鑑み、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及
び助成に関する法律 (平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。)、東日
本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び
第三項の市町村を定める政令 (平成 23 年政令第 127 号。以下「特定被災区域政令」
という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令 (平成 23 年厚生労働省令第 57 号。以
下「震災特別省令」という。)が制定され、これらにより更なる措置を講じることと
したところである。

その内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、趣旨を十分に理解の上、
積極的な周知をはじめとして、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

第 1 共通事項

1 東日本大震災の定義 (震災特別法第 2 条第 1 項関係)

東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及
びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2 特定被災区域の定義 (震災特別法第 2 条第 3 項関係)

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定める
ものであり、具体的には別紙のとおりであること。

第 2 労働者災害補償保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係 る給付の支給に関する規定の適用の特例 (震災特別法第 79 条及び第 83 条関係)

1 措置の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）によって多くの行方不明者が発生しているところ、これらの者については、取調べを行った官庁により、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 89 条の規定に基づく市町村長に対する死亡報告がなされなければ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 30 条第 2 項の規定により、行方不明となってから 1 年後に失踪宣告が行われるまで、死亡が法的に確定しないこととなる。

この場合、これら行方不明者の残された家族に対しては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）の遺族補償給付等が 1 年間支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに遺族補償給付等を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から 3 か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の労災保険法等の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2 特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる労災保険法及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿救済法」という。）の「死亡に係る給付」は、それぞれ以下のとおりであること。

(1) 労災保険法関係

- ① 遺族補償給付（労災保険法第 12 条の 8 第 1 項第 4 号）
- ② 葬祭料（労災保険法第 12 条の 8 第 1 項第 5 号）
- ③ 遺族給付（労災保険法第 21 条第 4 号）
- ④ 葬祭給付（労災保険法第 21 条第 5 号）
- ⑤ 障害補償年金差額一時金（労災保険法附則第 58 条）
- ⑥ 障害年金差額一時金（労災保険法附則第 61 条）
- ⑦ 未支給の保険給付（労災保険法第 11 条）

なお、遺族補償年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合については、他の受給資格者があるときは年金の転給を行い（労災保険法第 16 条の 4）、他の受給資格者がなく、かつ、これまで支給された年金の合計額が労災保険法第 16 条の 6 第 1 項第 1 号の遺族補償一時金の額に満たないときはその差額を支給する（労災保険法第 16 条の 6 第 1 項第 2 号）ものとする。遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても同様の取扱いとすること。

また、特別支給金、労災就学等援護費等の支給についても、上記給付の支給と同様の取扱いとすること。

(2) 石綿救済法関係

- ① 特別遺族給付金に係る未支給の給付（石綿救済法第 64 条第 1 項の規定に

より準用される労災保険法第 11 条)

なお、特別遺族給付金のうち、特別遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても、(1)のなお書と同様の取扱いとすること(石綿救済法第 61 条、第 62 条第 2 号)。

3 他の法律に基づく給付に関する特例規定

厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の死亡に係る給付についても同様の特例規定が設けられたこと。したがって、支給決定を行う際は、労災保険法に基づく給付と厚生年金保険法又は国民年金法に基づく給付との調整に留意すること。

4 その他

施行に係る運用上の留意点については、別途通知するものであること。また、法律の公布日(平成 23 年 5 月 2 日)以降、本特例規定に係る請求を受け付けることとし、当該通知に基づき事務処理を行うこと。

第 3 中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例(震災特別法第 80 条関係)

1 措置の概要

中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号。以下「中退法」という。)の死亡に係る退職金について、上記第 2 の 1 と同様の事情により、行方不明者の残された家族に対して 1 年間は支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに当該退職金を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日から 3 か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の中退法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2 特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる中退法の「死亡に係る退職金」は以下のとおりであること。

- (1) 被共済者の退職が死亡によるものである場合の退職金共済契約における退職金(中退法第 10 条)
- (2) 被共済者が死亡した場合の特定業種退職金共済契約における退職金(中退法第 43 条)

第 4 労働保険料等の免除の特例(震災特別法第 81 条及び第 84 条並びに震災特別省令第 12 条から第 19 条まで関係)

1 労働保険料(第 2 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。)

以下同じ。)及び特別保険料の免除措置

(1) 措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労働保険の適用事業（有期事業にあつては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があつた場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の労働保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「労働保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、労働保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までとする。以下「労働保険料の免除対象期間」という。）に係る労働保険料を免除することができることとしたこと。

また、これにより労働保険料を免除された事業の事業主は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第9号）第8条に規定する特別保険料の徴収期間から、労働保険料の免除対象期間を除くものとしたこと。

(2) 被害の範囲

(1)において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、以下の事由により、事業所が休業又は事業活動が縮小した場合とすること。

- ① 東日本大震災により事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。
- ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に伴う被害が生じている場合。
- ④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限又は摂取制限による被害が生じている場合。
- ⑤ その他①から④に準じる理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であつて、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと判断される場合。

(3) 労働保険料の免除に係る事情

(1)において、労働保険料の免除に係る事情とは、事業の全部若しくは一部が休業又は事業活動が縮小していることにより、月単位でみた労働者一人当たりの賃金額が、東日本大震災発生前の直近の額と比較して2分の1未満となっている場合がこれに該当すること。

ただし、事業主から休業手当が支払われている場合は、当該月単位でみた労

働者一人当たりの賃金額の算定には含めないこと。

なお、第1種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の免除においては、それぞれの特別加入の前提となる保険関係に係る事業が同様の状態にあるか否かをもって労働保険料の免除に係る事情に該当するか否かを判断すること。

(4) 一般保険料、第1種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の免除額の算定

① 一般保険料の免除額

労働保険料の免除対象期間の賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する額としたこと。

② 第1種特別加入保険料の免除額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和33年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の20第1項の給付基礎日額に応ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第1種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

③ 第3種特別加入保険料の免除額

労災則第46条の25の3において準用する労災則第46条の20第1項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第3種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

(5) 免除の申請

労働保険料の免除を受けようとする事業主は、次の①及び②に掲げる事項を記載した申請書に、労働保険料の免除に係る事情が生じていることを明らかにすることができる書類を添付し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出することによって申請を行うものとする。

① 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

② 労働保険料の免除に係る事情が生じるに至った年月

(6) 要件に該当しなくなった旨の届出

労働保険料の免除の対象とされた事業の事業主は、平成24年2月までの間において、労働保険料の免除に係る事情がなくなったときは、速やかに、次の①及び②に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働

局長に提出することによって届け出るものとする。

- ① 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 労働保険料の免除に係る事情がなくなった年月

(7) 事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、(1)により保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

また、当該通知を受けた事業主は、その旨を雇用保険の被保険者に通知しなければならないとしたこと。

2 第2種特別加入保険料の免除措置

(1) 措置の概要

政府は、本件地震の発生日に特定被災区域に所在していた第2種特別加入者について、当該第2種特別加入者の団体（労災保険法第35条第1項の規定により当該第2種特別加入者に関して労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。以下「第2種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、当該第2種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「第2種特別加入保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までを限度とする。以下「第2種特別加入保険料の免除対象期間」という。）に係る第2種特別加入保険料の額を免除することができることとしたこと。

(2) 被害の範囲

(1)において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、1(2)と同様であること。

(3) 第2種特別加入保険料の免除に係る事情

(1)において、第2種特別加入保険料の免除に係る事情については、別途通知すること。

(4) 第2種特別加入保険料の免除額の算定

本件地震の発生日において特定被災区域に所在し、かつ、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている第2種特別加入者の労災則第46条の24において準用する労災則第46条の20第1項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に当該第2種特別加入者について第2種特別加入保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

(5) 免除の申請

第2種特別加入保険料の免除を受けようとするときの申請に係る手続は、1 (5) に準じて第2種特別加入者の団体が行うこととする。

(6) 要件に該当しなくなった旨の届出

第2種特別加入保険料の免除の対象とされた第2種特別加入者の団体は、当該免除に係る第2種特別加入者が、平成24年2月までの間において、第2種特別加入保険料の免除に係る事情がなくなったときは、1 (6) に準じて手続を行うこととする。

(7) 第2種特別加入者の団体への通知

都道府県労働局歳入徴収官は、(1)により第2種特別加入保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る第2種特別加入者の団体に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

3 一般拠出金の免除措置

(1) 措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労災保険の適用事業（有期事業にあつては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があつた場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情（以下「一般拠出金の免除に係る事情」という。）が生じている場合、平成23年度の一般拠出金を免除することができることとしたこと。

(2) 被害の範囲

(1)において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、1 (2)と同様であること。

(3) 一般拠出金の免除に係る事情

(1)において、一般拠出金の免除に係る事情とは、1 (3)と同様であること。

(4) 免除の申請

一般拠出金の免除を受けようとするときの手続は、1 (5)と同様であること。

(5) 事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、(1)により一般拠出金の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

4 代理人の選任に関する規定の適用

1から3までの労働保険料等の免除に係る申請又は届出について、徴収則第73条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）第2条の6において準用する場合を含む。）の代理人の選任に関する規定を準用することとしたこと。

5 労働保険料等の免除に係る運用上の取扱い等について

1 から 3 までの労働保険料等の免除については、その運用上の詳細な取扱い等について、別途通知するものであること。また、その申請は、平成 23 年度の年度更新手続において受け付けるものとする。

第 5 施行日等

震災特別法、特定被災区域政令及び震災特別省令は公布の日（平成 23 年 5 月 2 日）から施行すること。ただし、上記第 4 については、平成 23 年 3 月 1 日から適用すること。

(別紙)

特定被災区域一覧 (H23. 5. 2)

[青森県] (2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県] 全域

[宮城県] 全域

[福島県] 全域

[茨城県] (30市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県] (9市7町)

宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県] (17市6町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県] (2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県] (1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法の適用市町村以外の市町村

- 8 特定県が法第一三七条第一項の国の貸付けに係る特定県の貸付けを受ける者に対しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものと認めるときは、国及び特定県は、当該貸付金に係る国の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を付さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとする。この場合、(第七條第二項関係)
- 9 法第一三七条第一項の国の貸付けに係る特定県の貸付金に関する貸付けの条件の基準を、貸付金の償還は、均等年賦償還とすること、特定県は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年一〇・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができるものとする。この場合、(第八條関係)
- 10 特定県は、法第一三七条第二項の加算金を徴収する場合は、法第一三七条第二項の加算金を徴収する旨を通知し、加算金を課すべき貸付金の範囲を指定し、当該指定した貸付金を貸し付けられた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付金の金額につき年一〇・七五パーセントの割合により計算した金額の加算金を徴収するものとする。この場合、(第九條第一項関係)
- 11 10の指定した貸付金(償還期限が到来していないものに限る。)については、特定県は、その償還期限を繰り上げるものとする。この場合、(第九條第二項関係)
- 12 法第一三七条第三項の規定により特定県が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、10の指定した貸付金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第一三七条第一項の国の貸付金の金額の同項の当該特定県の貸付金の金額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合、(第一〇條第一項関係)
- 13 特定県は、12の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。この場合、(第一〇條第二項関係)
- 14 この政令は、公布の日から施行することとし

- 1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 5 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 6 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 7 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 8 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 10 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 11 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 12 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 13 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 14 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 15 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 16 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 17 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 18 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 19 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 20 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 21 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 22 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 23 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 24 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 25 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 26 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 27 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 28 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 29 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 30 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 31 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 32 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 33 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 34 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 35 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 36 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 37 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 38 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 39 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 40 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 41 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 42 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 43 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 44 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 45 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 46 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 47 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 48 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 49 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)
- 50 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)

法 律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特別の災害復旧事業についての補助(第三条)
- 第三章 内閣府関係(第四条・第五条)
- 第四章 総務省関係(第六条・第二十四条)
- 第五章 財務省関係(第二十五条・第三十七条)
- 第六章 文部科学省関係(第三十八条・第四十三条)
- 第七章 厚生労働省関係(第四十四条・第四十五条)
- 第八章 農林水産省関係(第四十六条・第四十七条)
- 第九章 経済産業省関係(第四十八条・第四十九条)
- 第十章 国土交通省関係(第五十条・第五十一条)
- 第十一章 環境省関係(第五十二条・第五十三条)
- 第十二章 防衛省関係(第五十四条・第五十五条)
- 第十三章 雑則(第五十六条・第五十七条)

第一章 総則

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

第三条 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

第四条 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第五章 特別の災害復旧事業についての補助

第五条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

(後期高齢者医療の療養費の額の特別)

第七十六條 後期高齢者医療広域連合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日まで...

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては高齢者の医療の確保...

(後期高齢者医療の特別療養費の額の特別)

第七十七條 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間中に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別...

2 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間中に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に...

一 当該療養(生活療養を除く。)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受ける...

二 当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五條第二項の厚生労働大臣が定め...

二 当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五條第二項の厚生労働大臣が定め...

(後期高齢者医療における国の負担等の特別)

第七十八條 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九條第二項及び第七...

2 前項の場合において、国は、高齢者の医療の確保に関する法律第六十九條第一項第二号の措置を...

(労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第七十九條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明...

(中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例)

第八十條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明...

(労働保険の保険料の免除の特例)

第八十一條 政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業(労働者災害補償保険法第...

一 当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所...

一 当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所...

第九十七條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八條 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六條に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法(昭和三十四年法律第四十号)第二十六條の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六條の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同條の裁定を行うことができる。

一 第九十六條第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十九條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百一條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例)

第一百二條 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第九十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者にあつては、第四十二條第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする)を免除するものとする。

一 第九十五條第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

二 第四十二條第一項の規定により掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第一百三條 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十條第一項の災害援護費金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けけるものについては、同条第三項及び第四項並びに同法第十三條第一項の規定の適用については、同法第十條第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「三年パーセント」とあるのは「一年・五パーセント」(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年率パーセント)と、同法第十三條第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一條第一項の貸付け及び国が行う同法第十二條第一項の貸付けについては、同法第十一條第二項及び第十二條第二項の規定の適用については、同法第十一條第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二條第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「二十一年」とあるのは「十四年」とする。

(日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一 第四十九條第一項及び第二項の規定による標準報酬月額額の改定

二 第五十七條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

三 第五十九條第二項及び第三項の規定による標準報酬月額額の改定

四 第六十六條第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五 第九十四條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額額の改定

六 第九十五條第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

2 前項の場合においては、日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)第二十七條第二項第四号中「二十年法律第三十七号)第三十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十七條第一項の事務及び同法第三十八條第一項に規定する取納に係る事務

(一) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算する事務及び同法第三十七條第一項に規定する取納に係る事務

(二) 二十一年法律第三十七号)第三十三條第一項に規定する取納に係る事務

(三) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

第一百四條第一項に規定する権限に係る事務

とあるのは、

金(平成二十三年法律第四十号)の支給に関する法律(平成

同法第十七條第一項に規定す

とす。

(平成二十三年法律第四十号)

3 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限について準用する。この場合において、必要な技術的助言等は、政令で定める。

4 第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

5 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(適用)

第一百五條 第四十九條、第五十七條、第五十九條、第六十六條、第八十一條、第八十四條、第九十四條、第九十五條及び第百條の二の規定は平成二十三年三月一日から、第五十條から第五十六條まで、第六十一條から第六十五條まで、第六十七條から第七十一條まで、第七十三條から第七十七條まで、第八十二條、第八十六條、第八十八條、第九十條から第九十二條まで及び第百三條の規定は同月一日から適用する。

第十一章 環境省関係

(災害廃棄物の処理に関する補助)

第百二十九条 国は、特定被災地地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要となつた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第一号において同じ。)の処理を行うために要する費用について、同法第二十二條の規定にかかわらず、予算の範囲内において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助する。

- 一 東日本大震災により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の総額(以下この条において「処理費総額」といふ)が、平成二十三年度における当該市町村の標準税収入(以下この条において「標準税収入」といふ)の百分の五十に相当する額以下の場合、処理費総額の百分の五十に相当する額。次号において同じ。の百分の十に相当する額以下の場合、処理費総額の百分の五十に相当する額。
二 処理費総額が平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十を超え、百分の二十以下の部分の額の百分の八十に相当する額
三 処理費総額が平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十を超え、百分の二十以下の部分の額の百分の八十に相当する額
ハ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の二十を超える部分の額の百分の九十に相当する額

(公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)
第百四十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例)
第百四十一条 第十四條の規定により国家公務員退職手当法の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第一条に規定する職員に対する同法の給与に係る規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

(自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例)
第百四十二条 防衛省の職員に給与等に関する法律第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けた者として防衛省令で定めるものに係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の額の特例については、国家公務員共済組合法による組合員に対する特例に関する第二十七條から第三十條までの規定の例により、防衛省令で定める。
二 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

(原子力発電所事故による災害への対処)
第百四十三条 国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため必要があるときは、地方公共団体等が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。)が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づき補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。
二 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条 この法律の公布の日又は介護サービス等の基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日をいずれば、同日
二 附則第十五条 この法律の公布の日又は総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の公布の日をいずれば、同日

(経過措置)

第二条 障害者自立支援法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者(同法第五條第十七條第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く)は、この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前日までの間に限り、第八十七條及び第八十八條第一項の規定の適用については、同法第五條第十七條第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。(小規模企業共済法の一部改正)
第三条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。
第十六條の二及び第十六條の三第一項中「第十五條第一項第七号」を「第十五條第一項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「並びに第十二号から第十四号まで」を、「第十二号、第十四号並びに第十五号」に改め、「(範囲)に掲げる業務」の下に「(同項第七号に掲げる業務を除く。)」を、「同条第一項第五号ロ」の下に「及びハ」を加える。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)
第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。
十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第百三十條第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五條第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十條第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備・技術的援助等を行うこと。
第十五條第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「及び第一項第十一号」を「並びに第一項第十一号及び第十三号」に改める。
第十七條第一項第八号中「第十五條第二項第七号」を「第十五條第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五條第一項第十三号及び第十四号」を「第十五條第一項第十四号及び第十五号」に、同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号」に改める。

第十八條第一項第一号中「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五條第一項第十五号」を「第十五條第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五條第一項第十三号」を「第十五條第一項第十四号」に、同項第十五号」を「同項第十六号」に、同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改め、同項第五号中第十五條第一項第十四号」を「第十五條第一項第十五号」に、同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 常陸市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かつみやがうち市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡北相馬郡利根町 同郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 同郡北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 宇都宮市 同郡那須町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那須町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村
別表第三(第二案第二項関係)	
青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡旗本町
	内閣総理大臣 菅 直人 総務大臣 野田 佳博 財務大臣 高木 義明 文部科学大臣 高木 義明 厚生労働大臣 細川 律夫 農林水産大臣 藤野 道彦 経済産業大臣 海江田万里 国土交通大臣 大島 章宏 環境大臣 松本 龍

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

政令第二百二十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二十号)第六條第一号、第七條、第八條第一項及び第三項、第九條第三項並びに第十五條第二号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第六條第一号の情報システム)
第一條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第六條第一号の政令で定める情報システムは、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳博
文部科学大臣 高木 義明

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六條第一号の給付を定める政令をここに公布する。

(法第七條の消防施設)
第二條 法第七條の政令で定める消防の用に供する施設は、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。
(法第八條第一項の年度等)
第三條 法第八條第一項の政令で定める年度は、平成二十四年度とする。
第四條 法第八條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法(昭和三十三年法律第九十九号)第五條第四号の規定によつて起した地方債の利率によるものとする。
第五條 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年(三年以内の据置期間を含む)以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。
(法第九條第一項の地方債の利率及び償還方法)
第六條 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法第五條第四号の規定によつて起した地方債の利率によるものとする。
第七條 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年(三年以内の据置期間を含む)以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。
(法第十五條第二号の給付)
第八條 法第十五條第二号の規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。
一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十一号)附則第十九條の規定による退職共済年金
二 地方公務員等共済組合法附則第二十六條第二項から第四項までの規定による退職共済年金
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三條の特例)
第九條 平成二十三年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)第十三條の規定の適用については、同令附則第十條の規定にかかわらず、同令第十三條中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三條の五の二第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二十号)第八條第一項及び第九條第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。
第十條 平成二十四年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三條の規定の適用については、同令附則第十條の規定にかかわらず、同令第十三條中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三條の五の二第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

附則

この省令は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から施行する。

○東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)を施行するため、及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十九条の規定に基づき、東日本大震災に對処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

文部科学大臣 高木 義明

東日本大震災に對処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令

(標準給与の改定に係る届出等)

第一条 学校法人等(東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)以下「法」という。)第三十八條第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。は、加入者について、当該学校法人等において受けた給与の額が同項の規定に該當するに至つたときは、速やかに、私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)以下「私学共済規則」という。様式第七号による届書に、東日本大震災(法第二條第一項に規定する東日本大震災をいう。次項において同じ。)による被害を受けたことを明らかにできる書類を添えて、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)に提出しなければならない。

2 東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者は、法第三十八條第四項の規定により読み替えられた準用国共済法(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)をいう。以下同じ。第六十六條第一項の規定が適用される場合において、私学共済規則第十四條第一項の請求書に、同條第二項各号に掲げる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより病氣にかかり若しくは負傷し又はこれらにより生じた病氣にかつたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(退職共済年金の額の改定の特例)

第二条 事業団は、平成二十三年三月一日から法第九十六條に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であつて、かつ、同條第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住居を有するものに係る準用国共済法第七十七條第四項の規定による退職共済年金の額の改定については、その者の私学共済規則第十六條第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、準用国共済法第七十七條第四項の改定を行うことができる。

(死亡に係る給付の決定の請求の特例)

第三条 私学共済規則第四條第二項(私学共済規則第十七條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により行う支払未済の給付の請求は、私立学校教職員共済法による給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものが法第四十一條において準用する法第三十二條に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第四條第二項に規定する当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類に代えて、その者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができると認められる場合には、私学共済規則第十一條の規定に準用する法第三十二條に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第十一條第二項に規定する書類に代えて、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(掛金の免除の申請等)

第四条 法第四十二條第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該當することを明らかにすることができると認められる書類を添えて、これを事業団に提出することによつて行うものとする。

一 学校法人等の名称及び所在地
二 法第四十二條第一項第二号に該當するに至つた年月
三 法第四十二條第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出することによつて行うものとする。

一 学校法人等の名称及び所在地
二 法第四十二條第一項第二号に該當しなくなるに至つた年月

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号
東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省令関係規定の施行等に関する省令(平成二十三年政令第三百三十一号)の施行に伴い、並びに同法第八十一條第一項及び第二項、第八十二條第一項及び第二項並びに同法第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省令関係規定の施行等に関する省令を次のように定める。

4 私学共済規則第三十三條の六の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、加入者又は加入者であつた者が法第四十一條において準用する法第三十二條に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第三十三條の六の二項第三号に掲げる書類に代えて、加入者又は加入者であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省令関係規定の施行等に関する省令

(健康保険の標準報酬月額額の改定に係る届出等)

第一条 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)以下「法」という。第四十九條第一項及び第二項の規定による健康保険の標準報酬月額額の改定に係る届出については、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)以下「健保規則」という。第二十六條の規定を準用する。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十九條第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者(東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る)は、法第四十九條第四項の規定により読み替えられた健康保険法第九十九條第一項の規定が適用される場合においては、健保規則第八十四條第一項の申請書に、同條第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならない書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(健康保険の保険料の免除の申請等)

第二条 法第五十七條第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該當することを明らかにすることができると認められる書類を添付し、これを日本年金機構(以下「機構」という。)又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。

一 事業所の名称及び所在地
二 法第五十七條第一項第二号に該當するに至つた年月

厚生労働大臣 細川 律夫
平成二十三年五月二日

12 船保令第二条第二項の規定により家族葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、令第四条第二項の規定により読み替えられた船保令第二条第二項の規定が適用される場合において、船保規則第八十四条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬祭料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができるとする書類を添付しなければならない。

(船員保険法等の死亡に係る給付の申請の特例)

第七條 船保規則第二百二十九条の規定により行う遺族年金の申請は、船保被保険者等が法第六十条に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第二百二十九条第三項第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができるとする書類を添付しなければならない。

2 船保規則第二百二十九条の規定により行う遺族一時金の申請は、船保被保険者等が法第六十条に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第二百二十九条第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができるとする書類を添付しなければならない。

(船員保険の保険料の免除の申請等)

第八條 法第六十六条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができるとする書類を添付し、これを機構に提出することによつて行うものとする。

一 船舶所有者の氏名及び住所
二 法第六十六条第一項第二号に該当するに至つた年月

2 法第六十六条第一項の規定による免除と同時に法第九十五条第一項の規定による免除を受けようとする場合においては、前項の申請書にその旨を付記するものとする。

第九條 法第六十六条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一 船舶所有者の氏名及び住所
二 法第六十六条第一項第一号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の届書を提出する船舶所有者は、その使用する者が乗り組む船舶が法第九十五条第一項第二号に該当しなくなるに至つたときは、前項の届書にその旨を付記するものとする。

(通知)

第十條 機構は、法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による標準報酬月額額の改定又は法第六十六条第一項の規定による保険料の額の免除を行つたときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。

(代理人の選任に関する規定の準用)

第十一條 船保規則第二百二十二条の規定は、第六條、第八條及び第九條の規定により届出又は申請を行つた船舶所有者について準用する。

(特別保険料の徴収期間の特例)

第十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の二條を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九条第一項に規定する当該事業主のうち、法第八十一条第一項の規定により一般保険料の額を免除されたものについては、失業保険法及び労働者災害補償保険法の二條を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十七年労働省令第九号)第八條に定める特別保険料の徴収期間から、法第八十一条第一項に規定する免除対象期間を除くものとする。

(第一種特別加入保険料の免除額)

第十三條 法第八十一条第一項の第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、労働者の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十七年労働省令第八号)以下「徴収規則」という。第二十一条第一項に規定する第一種特別加入者の労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)以下「労災規則」という。第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを二に切り上げる。)に法第八十一条

第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に労働者の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。第十三條に規定する第一種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(第三種特別加入保険料の免除額)

第十四條 法第八十一条第三項の第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、徴収規則第二十三条の二に規定する第三種特別加入者の労災規則第四十六条の二十五の三において準用する労災規則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを二に切り上げる。)に法第八十一条第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法第十四條の二第一項に規定する第三種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(第二種特別加入保険料の免除額)

第十五條 法第八十一条第二項の厚生労働省令で定める額は、同項各号のいずれにも該当する第二種特別加入者(徴収法第十四條第一項に規定する第二種特別加入者をいう。)の労災規則第四十六条の二十四において準用する労災規則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを二に切り上げる。)に当該第二種特別加入者について法第八十一条第二項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法第十四條第一項に規定する第二種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(労働者の保険料等の免除の申請等)

第十六條 法第八十一条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができるとする書類を添付し、これを事業場の所在地を管

轄する都道府県労働局労働保険特別会計課人徴収官(以下「所轄都道府県労働局人徴収官」という。)に提出することによつて行うものとする。

一 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
二 法第八十一条第一項第二号に該当するに至つた年月

2 前項の規定は、法第八十一条第二項の規定による申請について準用する。この場合において、前項中「同項第二号」とあり、及び「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、「法第八十一条第二項第二号」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、法第八十四条の規定による申請について準用する。この場合において、同項中「同項第二号」とあり、及び「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、「法第八十四条第二号」と読み替へるものとする。

第十七條 法第八十一条第三項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによつて行うものとする。

一 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
二 法第八十一条第一項第二号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の規定は、法第八十一条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、「法第八十一条第二項第二号」と読み替へるものとする。

(通知)

第十八條 所轄都道府県労働局人徴収官は、法第八十一条第一項の規定による同項第二号に規定する労働者の保険料の額の免除を行つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを雇用保険法(昭和四十九年法律第九十六号)第四條第一項に規定する被保険者に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、法第八十一条第二項の規定による第二種特別加入保険料の額の免除又は法第八十四条の規定による一般拠出金の額の免除について準用する。

(代理人の選任に関する規定の準用)
第十九条 徴収則第七十三条(厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第三十九号)第二条の六において準用する場合を含む。)の規定は、第十六条又は第十七条の規定により申請又は届出を行う事業主について準用する。

(特別障害者食費等減免給付費の支給の申請等)
第二十四条 法第八十六条第一項の規定による費用(以下この条及び次条において「特別障害者食費等減免給付費」という。)の支給を受けようとする被災施設給付決定保護者(同項に規定する被災施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県等(法第八十五条第一項に規定する都道府県等をいう。以下この条及び次条において同じ)に提出しなければならない。

第二十条 法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める者は、雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第十九条に規定する者とする。

第二十一条 法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める基準は、特に誠実かつ熱心な求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となることとする。

(雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例の对象者)
第二十一条 法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める基準は、特に誠実かつ熱心な求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となることとする。

第二十二條 公共職業安定所長は、法第八十二条第一項に規定する受給資格者に対して、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき基本手当を支給することとしたときは、まず、法第八十二条第一項の規定の適用がないとしたならば雇用保険法附則第五条第一項及び第二項の規定により所定給付日数を超えて基本手当を支給されることとなる日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。その後、当該受給資格者が同条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第八十二条第一項の規定による読み替え後の雇用保険法附則第五条第一項の規定により当該受給資格者に対して支給されることとなる基本手当の日数のうち、前段の規定により既に知らせた日数を除いた日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。

第二十三條 公共職業安定所長は、法第八十二条第二項の規定により同項に規定する受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。

(特別障害者食費等減免給付費の支給の申請等)
第二十五条 都道府県等は、特別障害者食費等減免給付費の支給を行つたときは、その額を、被災施設給付決定保護者に通知しなければならない。特別障害者食費等減免給付費の額に変更があつたときも、同様とする。

第二十六条 法第八十八条第一項の規定による費用(以下この条から第二十八条までにおいて「特別障害者食費等減免給付費」という。)の支給を受けようとする被災支給決定障害者等(同項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村(特別区を含む。以下同じ)に提出しなければならない。

一 当該申請に係る被災支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
二 施設入所支援(障害者自立支援法(平成十七年法律第三十三号)第五十五条第一項に規定する施設入所支援をいう。)を受けている指定障害者支援施設等(同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)の名称
三 被災支給決定障害者等に該当する旨

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

一 被災施設給付決定保護者に該当する者であること等を証する書類
二 施設受給者証(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下この条において同じ。)
三 都道府県等は、第一項の申請に基づき特別障害者食費等減免給付費の支給を行つたときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。

一 特別障害者食費等減免給付費の額
二 特別障害者食費等減免給付費を支給する期間
三 都道府県等は、特別障害者食費等減免給付費の額を変更する必要があると認めるときは、被災施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるとする。

前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県等は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該被災施設給付決定保護者に返還するものとする。

第二十七条 市町村は、被災支給決定障害者等の所得の状況等に変更があつたときは、前条第二項第一号に掲げる事項の変更を行うことができ、この場合において、同号に掲げる事項について変更を行つた市町村は、次の各号に掲げる事項を前面により被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる事項を変更した旨
二 受給者証の提出先及び提出期限
三 前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

市町村は、前条第三項第一号に掲げる事項に変更を行つた場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

特別障害者食費等減免給付費の支給の取消(特別障害者食費等減免給付費の支給の取消)
第二十八条 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特別障害者食費等減免給付費の支給を行わないことができる。

一 被災支給決定障害者等が、法第八十八条第一項の規定に基づき特別障害者食費等減免給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき
二 被災支給決定障害者等が、第二十六条第三項第二号に定める期間内に、当該市町村以外

の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき

あつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う被災支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
二 第一項各号に掲げる事項又は特別障害者食費等減免給付費の額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容
三 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(特別障害者食費等減免給付費の額の変更)
第二十七条 市町村は、被災支給決定障害者等の所得の状況等に変更があつたときは、前条第二項第一号に掲げる事項の変更を行うことができ、この場合において、同号に掲げる事項について変更を行つた市町村は、次の各号に掲げる事項を前面により被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる事項を変更した旨
二 受給者証の提出先及び提出期限
三 前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

市町村は、前条第三項第一号に掲げる事項に変更を行つた場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

あるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員(以下この条において「中途脱退者等」という。)(一)第二十二條第二項第三号」とあるのは「第六十三條において準用する第二十二條第二項第三号」と「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四十四條 法第百四條第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百四條第三項において準用する厚生年金保険法第百條の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百四條第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二 法第百四條第三項において準用する厚生年金保険法第百條の四第四項の規定による公示

2 法第百四條第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二條第一項第一号、第五号及び第二項並びに第六十三條第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

雇用保険法施行規則の一部改正

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第一条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号の表上欄中「又は(四)を「若しくは(四)」に改め、同條第四項第一号イ中「準する」の下に「取組」を加え、同号ハ(一)中「同(イ)又は(ロ)」を「同(イ)若しくは(ロ)」に改め、同号ハ(二)中「第二項第一号イ(イ)又は(ロ)」を「第二項第一号イ(イ)若しくは(ロ)」に改め、同号ホ中「雇用される者」を「雇用されている者」に改める。

第百十九條第三十六項中「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改める。

第百二十五條第二項第一号ロ(ロ)柱書中「限り」を「限る(ロ)」に改める。

附則第十五條の二第二項中「職場支援従事者に係るものに限る(ロ)」の下に「附則第十五條の五第一項の被災者雇用開発助成金を加える。附則第十五條の四から第十五條の八までを次のように改める。

第十五條の四 第百二條の三第一項第一号イ又は附則第十五條第二項第一号に該当する事業主であつて、第百二條の三第一項第二号イ(一)の対象期間(以下この条において「対象期間」という)の初日が平成二十三年五月二日から起算して一年が経過する日までの間にありかつ、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「被災関係事業主」という。)に係る対象期間(以下この条において「特別対象期間」という)については、附則第十五條第八項の規定により読み替えて適用される第百二條の三第三項ただし書及び附則第十五條第四項ただし書の規定は、適用しない。

一 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という)内に所在する事業所の事業主

二 特定被災区域内に所在する事業所と相当程度密接な取引関係があると認められる事業所の事業主

2 特別対象期間中に実施された休業等(当該休業等については雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金が支給されるものに限る。)の日数は、附則第十五條第八項の規定により読み替えて適用される第百二條の三第三項ただし書に規定される基準雇用調金の対象期間の開始の日以後の支給日数及び附則第十五條第四項ただし書に規定される基準雇用調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

3 前二項の規定は、特別対象期間の初日から起算して一年の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

(特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置)

第十五條の五 第百十條の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、被災者雇用開発助成金を支給するものとする。

2 被災者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 東日本大震災の発生時に特定被災区域に居住又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者(第百十條第二項第一号イの職場適応訓練受講者、求職者を除く)を、公共職業安定所、地方運輸局(運輸監視部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監視部又は運輸支局の事務所を含む)又は職業紹介事業者(被災者雇用開発助成金の支給に関する職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者(一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主であること。

ロ 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間(二)において「基準期間」という。)において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、九十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤整備人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配属助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。